

変更請求の要旨（令和2年8月24日受付分）

1 変更請求の内容

志摩稲葉203・204・205・206・207・208・209・210・211・212・213・及び22の12軒を志摩南5丁目から志摩南4丁目に変更して下さるよう賛同の署名を添えて請求します。

2 変更請求の理由

(1) 当該12軒の現住所は大字稲葉で志摩南4丁目に区割りされた4丁目と同じ台地の上の住宅群に属しており、他の5丁目との間には高さ数メートルの崖があり頑丈な擁壁で遮断されていて動線の繋がりが悪く、また崖の上下ともに住宅が立ち並んでいて、今後開発等で現状が大きく変化する可能性は全く考えられません。

糸島市住居表示実施基準規定には「町の境界は、道路・河川・水路・等で定める」となっているようですが、その主旨に照らし崖もこの等に含まれると解釈されます。

従って崖を境界にして4丁目に区画するのが至当と考えられます。

(2) 当該12軒は昭和年代の末期から平成年代の初期にかけて殖産住宅（株）が開発した住宅団地スカイタウンの一郭であり、開発に際して志摩町の認可を得て開発地域の行政区画（大字）を師吉から稲葉に変更しており、以来自治会活動は固より独自の下水道浄化施設・ガス集中供給施設・共同アンテナおよびコミュニティセンターなどインフラを備えた住宅団地として一体の地域社会を形成、日常的に交流を深め今日に至っています。

その一部を「住居表示が変わるだけで行政区の範囲は変わらないから」といって、分断的に5丁目に区画することには、地形から見ても地域の歴史・現状から見ても容認できることではありません。

(3) 地名には夫々地域の歴史があり住民の誇りがあります。利便性を高める為の住居表示実施といいますが、現状に不便は無くこれらのことを顧慮せず原野に街づくりをするが如き線引きによる町割りには納得できません。

地域の歴史を重んじ将来を見据えて、地域の住民の意見を十分に取入れてもっと丁寧に進めてください。